

第 6299 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 10月 11日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 決算賞与

Q : 今期は大きなスポット収入があり、かなり利益が上がりそうです。決算賞与を支給しようと思いますが、注意する点はありますか？

A : 次の点に注意してください。

【解説】

法人税では、使用人に対して支給する賞与は、原則として、その支給をした日の属する事業年度の損金になるとされています。

したがって、決算賞与を今期の損金にしようとするなら、今期中に支給額を決定して、支給しなければならないということになりますが、例外的に、次の一定の要件を満たす場合には、未払賞与でも損金算入が認められることとなっています。

①その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知していること

②①の通知をした金額を、その通知をしたすべての使用人に対しその通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内に支払っていること

③その支給額につき、①の通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること

なお、この取扱いは、法人が支給日に在職する使用人のみに賞与を支給することとしている場合には適用されないこととなっていますので、退職した者についても賞与を支給しなければなりません。未払賞与を計上する場合は、この点に注意が必要です。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

